

第15回高知県子ども・子育て支援会議の概要

1 日程及び主な議題

日時：令和元年11月21日（木） 13:00～15:30

場所：高知会館 平安の間

【 議事内容 】

(1) 第2期子ども・子育て支援事業支援計画の策定(原案)

2 会議の概要（委員からの主な意見）

事務局説明：第2章 制度の概要及び県内の子育て支援の状況
資 料：【資料2】（5ページ～15ページ）

- 6ページの「(3) 子育てのための施設等利用給付の概要」の対象施設について、「幼稚園（新制度未移行）」との表記があるが、この表記では新制度に移行しなければならないという誤解を与えかねない。「未移行」という言葉がよく使われるが、私学助成幼稚園も制度の中に位置づけられているということをご周知、ご認識いただきたいので、出来れば「未移行」という言葉は使ってほしくない。（委員）

⇒ ご指摘を踏まえ、表現について整理する。（事務局）

事務局説明：第3章 第1節 幼児期の学校教育・保育の充実
資 料：【資料2】（16ページ～31ページ）

- 21ページの「④小学校入学時の課題への対応の充実」について、「就学時引き継ぎシート等の活用により発達障害等のある子どもへの支援の引き継ぎを充実する」とあるが、「充実」とは具体的にどの様な事を指しているのか。（委員）

⇒ 各園では多忙等の理由から、全ての子どもについて引き継ぎシート等の活用が出来ている状況ではないため、まずは引き継ぎシート等を必ず作成していただくようお願いしていく。

また、各園で作成いただいた引き継ぎシート等が小学校であまり活用されていないという実態もあるため、小学校に働きかけて活用を促していく。

こうした取り組みを進め、支援の引き継ぎを充実させていく。（幼保支援課）

○ 27 ページの (ア) 保育士・保育教諭・幼稚園教諭の必要数について、令和6年までの5年間で保育教諭の数があまり増えていないが、職員の数に充足できるのか。(委員)

⇒ 保育教諭は、保育士と幼稚園教諭の両方の免許を有する必要があるが、県内には、両方の免許を有している方が多いので、このままで推移すれば保育教諭は確保出来ると考えている。(幼保支援課)

○ 27 ページの (ア) 保育士・保育教諭・幼稚園教諭の必要数について、県の方針として記載している数の正規職員を確保したいと考えているのか。または、臨時職員やパートも含めて資格を持っている人が記載している数だけいれば充足すると考えているのか。また、全てが正規職員となった場合に相当な人件費がかかると思うが、その対応はどうするのか(委員)

⇒ 現在、保育士等のうち、正規職員は全体の40%程度。段階的に正規職員が増えるよう取り組んでいきたい。

新制度に移行した施設については、各園に実際に配置されている職員数に応じ、国が定めた公定価格により、理論上は正規職員が配置出来るだけの給与相当額が支給されている。ただし、実態と乖離している部分はあるかもしれない。(幼保支援課)

○ 先ほど、各園には正規職員を配置出来るだけの給与相当分が国から支給されているとの説明があったが、26 ページには「臨時職員やパート職員を希望している有資格者もいるが、勤務時間帯や賃金面での希望が合わず、雇用につながらない」といった記載がある。全ての職員が正規職員になった場合に、人件費を賄うことができるのか。

(委員)

⇒ 国から支給される金額で職員の給与相当額を確保出来ているのか、現状では実態の把握や分析が十分に出来ていない。職員にどれだけの給与を支払うかについては各園によって異なるため、今後現状を把握していかなければならないと考えている。

(幼保支援課)

○ 計画期間の令和6年までに全ての職員を正規職員として配置することが出来るとは思えない。正規職員を増やすということは、人件費の増加を伴う。そういったことも考えて進めないといけない。(委員)

○ 先ほど、正規職員の人件費は公定価格で充足できるとの回答だったが、実際には、国からの支給額だけで正規職員の人件費を全て賄うことは難しいと思われるため、県の方で不足分を補填するという事も併せて検討したうえで、推進してもらいたい。
(委員)

⇒ 計画期間内に全ての職員を正規職員にするということではなく、正規職員の増加を目指して取り組みを進めていくもの。現時点では、正規職員数について目標値の設定をしていないが、正規職員の比率を引き上げていく必要はあると考えており、そのためにどうしていくかといったことを記載している。(事務局)

○ 公定価格は、月初日の職員の配置状況によって決まるが、月途中で児童の受け入れ等で職員を追加する必要がある場合等に、支給額だけでは賄えないという状況になる。その場合、正規職員の給与が払えないため、パート職員で対応することもある。民間の各園では、正規職員、パート職員、臨時職員などの割合について、人件費と園の財政状況等を考慮しながら判断している。
正規職員の配置を増やしていくことは良いが、そういった課題があることも考慮し、必要であれば各種団体と相談しながら進めていってほしい。(委員)

○ 正規職員の配置を進めるとは、最低基準上の正規職員か。それとも加配を含めて考えているのか。(委員)

⇒ 加配も含めて正規職員の配置を進めることは現状から考えて難しい。そのため、まずは「クラス担任」の職員を正規職員にするなど、段階的に正規職員化を図っていただくようお願いしたいと考えている。(幼保支援課)

○ これまでも保育士確保等の取り組みは行われてきたが、未だ保育士不足の問題は解消されていない。そうした中、無償化に伴い、預かり保育等のニーズが増え、保育の時間が長くなってきており、施設側の状況を考えると、パート職員等での対応も必要になる。

また、保育士の資格を持っている方の中には、空いている時間に少しでも働きたいといった理由から、パート職員を希望される方もいる。

正規職員の割合を40%から引き上げていくとの話があったが、パート職員等も必要な存在であるため、あまり数字ばかりにとらわれず、そうした現状も考慮していただきたい。
(委員)

○ 28 ページについて、正規職員の配置や保育士の処遇改善とあるが、どのように実施していくか。**(委員)**

⇒ 正規職員の配置に関して、公立の施設については市町村にお願いをしていく。私立の施設については、具体策を検討中であるが、他県では正規職員を雇用した私立の園に対して一定の補助をしている事例もあるので、そうした事例を参考にしながら、公立・私立共に正規職員を配置していただけるよう取り組んでいく。

処遇改善については、国が処遇改善加算に取り組んでいるが、まだまだ保育士の給与が低い現状のため、全国知事会を通して国に対して働きかけを行っていきたいと考えている。**(幼保支援課)**

○ 幼保支援アドバイザーは、現状では不足しているのか。**(委員)**

⇒ 幼保支援アドバイザーは、スーパーバイザーを含めると現在27名いる。今後は、保育者等の資質の向上等を図るため、幼保支援アドバイザーによる各保育所・幼稚園への訪問指導を増やす予定であるため、退職された園長等にお声がけをして、さらにアドバイザーを増やしていく。**(幼保支援課)**

○ 高知県において、市町村毎に幼保支援アドバイザーを配置することが難しい理由は何か。**(委員)**

⇒ 小規模な市町村が多く、それぞれの市町村で人材を確保することが難しい。そのため、県としても一定役割を担っていく必要があると考えている。**(幼保支援課)**

事務局説明：第3章 第2節 地域子ども・子育て支援事業

(7) ファミリー・サポート・センター事業

資料：【資料2】(39ページ)

○ 現在、病児・病後児への支援の事例はあるか (委員)

⇒ 今年7月に四万十市で開設したファミリー・サポート・センターが病児・病後児へのサービスを開始しているが、10月末現在で実施事例は出ていない。

(県民生活・男女共同参画課)

○ ファミリー・サポート・センターでの病児・病後児への支援を広げていくために、どのように取り組んでいくか。 (委員)

⇒ 四万十市のファミリー・サポート・センターでの取り組みを、県内の各市町村やファミリー・サポート・センターに情報提供し、取り組みを促進していく。

(県民生活・男女共同参画課)

○ 働き方改革と一体となった取り組みが必要。子の病気などの際に仕事を休みたくても休めない保護者等がいるため、病児・病後児へのサービスや広域利用等に前向きに取り組んでいただきたい。 (委員)

⇒ ご意見を参考にして取り組んでいきたい。(県民生活・男女共同参画課)

事務局説明：第3章 第2節 地域子ども・子育て支援事業

(8) 一時預かり事業

(9) 延長保育事業

(10) 病児保育事業

資料：【資料2】(40ページ～42ページ)

- 一時預かり事業について、「利用手続き等が分からないため利用していない人がいる。」とあるが、サークルに来る母親の中には一時預かり事業自体を知らない方も多し。また、一時預かりを利用したいが、夫の理解が得られず利用できなかったという話も聞いた事がある。市町村への事業の周知と併せて、職場など男性の目にも届くところで周知していただくと、事業への理解も進むと思う。(委員)

- 延長保育事業については、利用者から支払われる延長料金と職員の人件費等を比較すると採算が合わない場合は実施出来ない。不足する分の費用を県が補填する等、各園が実施出来るような仕組みを考えていただきたい。各種団体にも相談いただきたい。(委員)

- 病児保育事業については、事前に利用登録が必要であるため、急に利用したくなくても出来ない。そのような情報も市町村への周知と併せて、職場での周知もお願いしたい。(委員)

事務局説明：第3章 第2節 地域子ども・子育て支援事業
(11) 放課後児童クラブ
資料：【資料2】(43ページ～45ページ)

○ 「発達障害児等特別な支援が必要な児童の受け入れに伴う専門知識の向上などが求められている」とあるが、加配の先生の専門知識以外にも、一緒に働いてくれている方々の知識の向上もセットでやっていただきたい。児童を受け入れても、先生によって理解や対応が異なる場合がよくある。様々な特性をもっている児童が多いので、可能な限り配慮していただけるとありがたい。(委員)

⇒ 今年度は、子どもの発達と発達障害への理解を促進するステップアップ研修を実施した。これは、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に従事する全職員を参加対象としている。その他、放課後児童支援員の認定資格研修など、様々な機会を捉えて資質の向上に努めていく。(生涯学習課)

【第3章 第2節 地域子ども・子育て支援事業 全般についての意見】

○ それぞれの事業の現在の状況について、「〇〇市町村が実施」といった記載をしているが、どの市町村がどの事業をやっているか分からない。
会議の資料として配っていただくなどの対応をお願いしたい。(委員)

事務局説明：第3章 第3節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

1. 児童虐待防止対策の充実
2. 社会的養護体制の充実・強化
3. ひとり親家庭等の自立支援の推進
4. 少年非行防止対策の推進

資料：【資料2】(47ページ～54ページ)

- 児童虐待について、これまで様々な取り組みを行ってきた中で、効果があった取り組みもあったはず。課題ばかりではなく、取り組みにより良くなったことや数値なども示してはどうか。(委員)

⇒ 何か示すことが出来るものがないか、計画への記載も含め検討したい。(児童家庭課)

- 「社会的養育推進計画」は、国の定める「新しい社会的養育ビジョン」を基に作成されるが、ビジョンには、厳しい環境にある子どもに携わる施設にとって厳しい状態になるだろうと推測される内容が組み込まれているので、ビジョンにとらわれず、厳しい環境にある子どもたちのことを第一に考えた計画にしていきたい。(委員)

事務局説明：第3章 第3節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

5. 障害児施策の充実等

資料：【資料2】(55ページ～58ページ)

- 検診でひっかかる子どもが多くなっている中、以前よりは診察を受けれるのが早くなっていると思うが、その診察や診断を受けるまでの期間に不安を持たれる方が沢山おり、その期間に利用できる機関の情報をきちんと周知されていない方もいる。情報の周知を徹底し、漏れがないようにお願いしたい。(委員)

⇒ 実際に情報提供や支援を行う市町村と連携し、体制整備を進めていきたい。

(障害福祉課)

- 強度行動障害がある場合、サービスを利用できないことが多いため、様々な場所でサービスが利用できるよう人材育成に力を入れていただきたい。(委員)
- ⇒ 事業所に対しては、強度行動障害の支援者の養成研修を拡充して対応していきたいと考えている。(障害福祉課)

- 具体的な取り組みとして「保育所や幼稚園の中で気になる子どもへの支援の促進」とあるが、具体的にはどのように取り組んでいくのか。(委員)
- ⇒ 教育委員会の研修等と連携しながら、保育士等に発達障害や障害に関する専門知識を学んでいただけるよう研修を行っていく。(障害福祉課)

- 東部や西部などの郡部でも、発達障害に関する支援が十分に受けられるようにしていただきたい。(委員)
- ⇒ 専門機関が中央部に集中していることは課題だと考えている。今立ち上がっている事業所の人材育成・資質の向上を図り、さらに、現状出来ていない児童発達支援にも参入いただけるような研修や人材育成を進めていくようにしている。身近な地域で支援が受けられる体制が重要と考えているので、引き続き研修などを実施していきたいと考えている。(障害福祉課)

- 児童養護施設に保育士の加配がないことはおかしい。子どもの最善の利益を考えるのであれば、児童養護施設に発達障害等の子どもが入所した場合に対応できるような職員の配置を県はすべきだと考える。(委員)
- ⇒ 加配については、園の実態や子どもの状況等を把握させていただき、検討していきたい。(児童家庭課)

- 目標値として育児休業の取得率を挙げているが、県職員としての目標数値等は記載するか。（委員）

⇒ 県職員については、庁内で育休取得促進に向けて目標値を設定して取り組んでいるが、その目標値を本計画に記載することは、計画の趣旨にそぐわない。（事務局）

【計画全般についての意見】

- 事業の周知などの取り組みとして、冊子やHPで広報するとの記載があるが、スマートフォンで周知ができれば簡単に情報が届くのではないか。（委員）

⇒ 県の事業であれば、「こうちプレマnet」等のサイトで子育てに関する情報をスマートフォンから見る事が出来る。

地域子ども・子育て支援事業など、市町村が実施する事業については、各市町村によって情報提供の方法が異なる。（事務局）

- 国の施策等はとても複雑で分かりにくいいため、各市町村や利用者となる住民により早く正確な情報を届けるためにも、スマートフォンの活用や、市町村で対応できないのであれば県がコンシェルジュとなって情報発信するといったことも検討していただけるとありがたい。（委員）

- 計画の厚さが気になる。誰に読んでもらいたい計画であるのかを考慮して、読みやすく分かりやすい形にすることも必要と考える。（委員）

⇒ 本計画は、子ども・子育てに関連する施策全般を網羅しており、現行の分量が必要だと考えている。

別途、概要版を作成する等、検討する。（事務局）